保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書

以下の内容を確認(チェック欄にチェック)のうえ、署名してください。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	入所案内の確認	「令和7年度保育所等入所申込みのご案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。	
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、 入所後90日間 です。 利用期間が終了する前に、就労証明書などの書類を提出してください。 提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、出産予定日前 2か月から産後12か月 が経過する日の属する月の末日までの期間です。 利用期間が終了する前に、就労証明書などの書類を提出してください。 提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	
4	就労等 <u>予定</u> での申し込 み	就労や就学などの <u>予定</u> の状態で証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 書類の提出がなかった場合は、退所となります。	
5	育児休業復帰での申し 込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。 期限内(入所申し込み時に申請された復職予定日から1ヶ月以内)に提出されない場合は、退所していただくことがあります。	
6	必要書類の提出	提出書類の不足などがないよう速やかに書類を提出してください。入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定及び利用調整します。希望する事由での書類の確認ができない場合は(就労証明書などの書類不足や内容不備)、求職中として認定及び利用調整します。また、就労が64時間に達しない場合も、書類不足と同様求職中として認定及び利用調整します。	
7	お子さんの面接	入所日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によって集団保育が困難 であると判断された場合、入所が取り消しなることがあります。	
8	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに 行います。 締め切り後の変更内容(希望園含む)については、次回の調整からの反映になり ますのでご留意ください。	
9	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。	
10	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、速やかに就労証明書など必要な書類を提出してください。	
11	入所調整の方法	入所申込が定員を超える場合は、入所選考で保育の必要性の度合いや保護者の勤務等の状況、65歳未満の同居の親族の就労状況等で採点を行い、入所の優先を決めます。 その結果、希望する保育所に入所できない場合や待機になる場合があります。	
12	入所調整結果の確認	利用調整結果に関するお問い合わせについて、原則として通知発送前には電話・ メール・窓口ではお答えできません。	

13	入所保留の申請有効期 限	待機となった場合の提出された申請書の有効期限は、令和8年3月31日です。令和8年4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。			
14	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども未来課(Ta.0946-28-7566)にご連絡ください。			
15	転出された場合	保育所等の入所後に朝倉市から転出された場合は、退所になりますので退所届を提出してください。			
16	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③1か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合			
17	保育料等の変更	保育料等は市町村民税を基に決定しますが、税額に変更が生じた場合は、保育 料等を変更する場合があります。			
18	保育料等の支払い	保育料等は納期限までに納付してください。 保育料等の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。 納付が遅れる場合は、子ども未来課へ納付可能日の連絡をお願いします。			
19	保育料の滞納	保育料を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。 保育料の滞納整理のために、市職員が自宅や保育所及び勤務先へ電話または 訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分 を行うことがあります。			
保育所等の入所申込みにあたり、本確認書の1~19のすべての項目について確認しました。					

保護者氏名

チェック欄

令和 年 月 日

No. 確認項目 確認内容